

熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度要綱

制定	平成16年	4月	1日	建設局長決裁
改正	平成17年	1月13日		建設局長決裁
	平成19年	4月	1日	建設局長決裁
	平成24年	4月	1日	土木総務課長決裁
	平成27年	3月30日		都市建設局長決裁

(目的)

第1条 道路の美化活動の普及と市民の道路美化に対する意識の高揚を図るため、道路の美化活動（以下「美化活動」という。）を行う地域住民による団体、企業等（以下「美化団体」という。）を支援することにより、もって住民が主体となったまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(対象区域)

第2条 美化活動の対象区域は、熊本市が管理する一定区間の道路において、次のいずれかとする。

- (1) 改良済み区間の歩道、歩道に設置された植樹帯等
- (2) 活動にあたり、市長が危険がないと認める区間

(美化活動の内容)

第3条 美化活動は、対象区域内における清掃・除草・草木の手入れ等環境美化に必要な活動とする。

(実施期間)

第4条 美化活動は2年以上継続することを原則とする。

(美化活動の申請)

第5条 美化活動を行おうとする団体の代表者は、「熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする

(協定の締結)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合には、美化団体の代表者と「熊本市道路ふれあい美化ボランティア協定」（様式第2号）（以下「協定」という。）を締結するものとする。

(協定の締結事項)

第7条 前条の協定の締結事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 美化活動の区域
- (2) 美化活動の内容
- (3) 美化活動の支援内容
- (4) その他、美化活動の実施に必要な事項

(支援内容)

第8条 市長は、第6条の協定を締結したときは、予算の範囲内において美化団体の希望に応じ、次の各号に掲げる支援を行うことができる。なお、美化活動の対価としての金品等の拠出については行わないものとする。

- (1) 清掃用具等の支給又は貸与
- (2) ボランティア保険加入
- (3) サインボードの設置
- (4) ゴミの回収・処理

(安全の確保)

第9条 美化団体は、市長の安全指導に従い、事故等が発生しないよう、責任を持って安全対策を行うものとする。

2 15歳未満の者が参加する場合は、15歳未満の者10人に対し成人1人以上が、保護者として参加するものとする。

(助言と勧告)

第10条 市長は、美化団体の美化活動に関して、必要な助言又は勧告ができるものとする。

(報告)

第11条 美化団体の代表者は、年間の活動報告書（様式第3号）を、市長に提出するものとする。

(協定の変更・中止等)

第12条 美化活動を変更または中止するときは、美化団体の代表者は、変更・中止届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（協定の解除）

第13条 市長は、美化団体が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、協定を解除できるものとする。

2 市長は、協定が終了したとき、美化活動が中止されたとき又は前項により協定を解除したときは、第8条に基づき美化団体に支給又は貸与した清掃用具等の返還を求め、設置したサインボードを撤去するものとする。

（第三者との紛議）

第14条 美化団体の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、当事者間で解決するものとする。

（担当部署）

第15条 熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度の実施に関する事務は、対象区域を所管する土木センターで行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度申請書

平成 年 月 日

熊本市長 (宛)

団 体 名

代 表 者 名

印

住 所 (連絡先)

熊本市道路美化ボランティア制度要綱第5条に基づき、協定の締結を行いたいので、関係書類を添えて申し込みます。

活動参加者数	人		
活動実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (月・週・年 回)		
活動実施計画			
支 援 項 目	清掃用具等	ほうき (本)、 ちりとり (個)、 ごみ袋 (枚)、 軍手 (足) その他 ()	
	その他		
	ボランティア保険	(要 ・ 不要)	人 数
備 考			

関係書類：美化活動区域図、参加者名簿

美化活動区域図 (地図コピー貼付でも可)

※ごみ収集場所を記入して下さい。

様式第2号（第6条関係）

熊本市道路ふれあい美化ボランティア協定書

（以下「甲」という。）と熊本市（以下「乙」という。）とは、
「熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度要綱」第6条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、道路の環境保全と市民の行政参加の一環として、地域住民、企業等が主体となって行う環境美化活動を支援することにより、地域住民の共有の財産である道路への愛着を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、併せて市民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

（美化活動の区域）

第2条 この協定の美化活動の区域は、次のとおりとする。

（1）対象区域 略図又は住宅地図等添付

（美化活動の内容）

第3条 甲が実施する美化活動は、次のとおりとする。

（事業実施期間）	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
（実施回数）	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 1週間に	回	<input type="checkbox"/> 1ヶ月に	回	<input type="checkbox"/> 1年間に	回		
（内 容）									
・ 道路の美化活動									

（支援内容）

第4条 乙は、甲が希望する場合には、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- （1）美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与
- （2）ボランティア保険の加入
- （3）サインボードの設置
- （4）美化活動で発生したごみの回収・処理

2 乙は前項第3号のサインボードについて、道路工事その他管理上必要がある場合には移設又は一時撤去することができる。

（安全の確保）

第5条 甲は、乙の安全指導に従い、事故等が発生しないよう責任を持って安全対策を行うものとする。

(報告)

第6条 甲は、乙が別に定める方法により、美化活動等の実施状況を報告するものとする。

(変更・中止)

第7条 甲は、この協定を変更・中止しようとするときは、事前に乙に届けるものとする。

(協定の解除)

第8条 甲が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくない
と認められるときは、乙は協定を解除できるものとする。

2 協定が終了したとき、又は協定が解除されたときは、乙は第4条に基づき支給又は貸与した清掃用具等の
返還を甲に求め、設置したサインボードを撤去するものとする。

(第三者との紛議)

第9条 美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、乙はその責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 熊本市

印

乙 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長

印

様式第3号 (その2)

	年月日	活 動 内 容 (具体的に記載してください。)	人 数	備 考
支 援 に 基 づ く 美 化 活 動				
報 告	(その他)			

様式第4号 (第12条関係)

熊本市道路ふれあい美化ボランティア協定 変更・中止届

(あて先) 熊 本 市 長	(変更・中止年月日) 年 月 日
美化活動の区域	団 体 名 代 表 者 名 印 代 表 者 連 絡 先 住 所 電 話
変 更 ・ 中 止 の 理 由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
備 考	